

令和7年度

「省エネ推進アドバイザー派遣」支援対象企業

【募集要項】

令和7年2月

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

(地域産業振興課)

「令和7年度省エネ推進アドバイザー派遣」支援対象企業 募集要項

1 概要

(1) 目的

本事業では、広島広域都市圏^(※1)内の自動車関連企業^(※2)を始めとするものづくり企業^(※3)に、省エネに関するアドバイザーを派遣し、エネルギー使用量の可視化や省エネによるCO₂排出量及びコストの削減に取り組むことで、省エネの推進を支援することを目的としています。

については、本事業に取り組む意欲のある企業を募集します。^(※4)

(※1) 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

(※2) 自動車関連企業

自動車メーカーやサプライヤーと部品供給、部品加工、製品開発等の取引関係のある企業

(※3) 従業員規模20人～300人程度の企業を想定

(※4) 本公募は、令和7年度予算成立を前提として実施するものであり、事業開始は令和7年度となります。また、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 募集対象者

対象者は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当するもの（10社）とします。（うち自動車関連企業6社程度）

ア 広島広域都市圏に主たる事業所を有するものづくり中小企業

イ 法人又はその役員が次の(7)から(9)のいずれにも該当しないもの

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(8) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

なお、本事業の対象者は、光熱費が500万円／年以上、従業員規模が20人から300人程度の企業を想定していますが、当該規模に当てはまらない企業を除外するものではありません。

(3) 支援内容

支援対象企業に省エネについての専門知識を有する者（以下「アドバイザー」という。）を派遣し（5回程度訪問）、省エネ推進に関する企業の現状分析、課題抽出、課題解決のための取組に関する提案及び助言を行います。なお、1支援対象企業あたり原則1件（1工場、1敷地など）の支援とします。

具体的な支援内容は次のとおりです。

① 現状分析及び課題抽出

生産データやヒアリングをもとに、企業が継続的に省エネに取り組むための管理手法（エネルギー原単位管理等）を設定します。

エネルギー使用量や料金単価等の関係資料を用いたヒアリング及び実際に使用されている設備や運用方法等の現地調査を行い、エネルギーが使用されている工程や場所を特定します。

計測機器を用いた電力量等のエネルギー使用量の計測を行い、取得したデータを基に設備の運用方法やエネルギーの損失箇所を評価し、課題を抽出します。

② 改善提案及び実行支援

上記①の結果に基づき、低コストで実施できる運用改善を中心とした省エネ施策を検討します。

また、検討した省エネ施策に対して、具体的な実施計画に落とし込み、実施体制の整備や実行に向けた助言や取組を行う上で、新たに課題となった懸案の解消のためのアドバイス等を複数回実施します。

(4) 支援の実施方法

省エネ推進についての専門知識を有する者をアドバイザーとして派遣することが可能な団体へ委託して実施します。

(5) 費用

アドバイザーの派遣にかかる費用は無料です。

ただし、アドバイザーからの助言等を受けて、改善を実行する経費については自己負担となります。

(6) 成果発表会への参加

参加企業全ての個別支援完了後、本事業の成果発表会を原則一般公開形式にて開催します。参加企業から本事業での取組内容や成果を発表していただきますので、あらかじめご了承ください。

2 申込の手続き

参加申込書を記入のうえ、以下の申込先へ提出してください。

【注意事項】

- ※ 書類の返却はいたしかねます。
- ※ 上記の書類の他にも必要な書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

【 申 込 先 】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課（地域産業振興課）

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：monozukuri@city.hiroshima.lg.jp

受付期限：令和7年4月10日（金）必着

4月10日までに募集企業数（10社）に満たない場合、募集を継続します。

4月11日以降の募集状況は、以下問合せ先にお問合せ下さい。

3 参加企業の決定

申込書を受理後、必要に応じて企業訪問を行い、申込内容や過去の本市による支援の活用実績等を踏まえて、令和7年4月以降に支援対象企業を決定します。

なお、支援対象企業数が10社に満たない場合、受付期限後も随時募集を継続します。

また、企業の課題の内容が本事業の委託先において助言及び指導できない場合は、支援をお断りする場合があります。

4 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課（地域産業振興課）

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：monozukuri@city.hiroshima.lg.jp